



2024年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマタネ
代表者名 代表取締役社長 山崎 元裕
(コード：9305、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 杉本 しのぶ
(TEL. 03-3820-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月21日開催予定の当社第125回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営の機動力強化を目的に2021年に執行役員制度を導入し、2023年には取締役会の監査・監督機能の強化を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。今般、経営の監督と業務執行の分離をさらに進めるために、定款の一部について次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 社長の選定及び役付取締役に関する変更
最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるよう現行定款第21条の変更を行うものであります。取締役でない社長執行役員が選定されるのは、株主総会で取締役に選任いただくまでの一時的な措置であります。また、取締役会長を除く役付取締役を廃止するための規定の変更も併せて行うものであります。
- (2) 株主総会の招集権者及び議長に関する変更
上記(1)の変更に伴い、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条の規定についても所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の招集権者及び議長に関する変更
取締役会の監督機能の向上のため、取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長から取締役会長に変更し、取締役会長が不在の場合にはその他の取締役に対応することを可能とするため現行定款第23条を変更するものであります。
- (4) 執行役員の選任等に関する規定の新設
執行役員の選任等に関する規定を変更案第27条のとおり新設するものであります。
- (5) その他
条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月21日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月21日(金)(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>第11条 　　) 第12条</p>	<p>第11条 　　) 第12条</p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>あらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第14条 　　) 第17条</p>	<p>第14条 　　) 第17条</p>
<p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 　　) 第20条</p>	<p>第18条 　　) 第20条</p>
<p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の内1名を社長とする。</u></p>
<p>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p><u>3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 　　) 第23条</p>	<p>第22条 　　) 第23条</p>
<p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第23条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第23条 取締役会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長を置かないときまたは取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>

<p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>7 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>7 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>
<p>第24条 ） 第26条</p>	<p>第24条 ） 第26条</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役員)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>第27条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、会社の業務を執行させることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p>
<p>第27条 ） 第32条</p>	<p>第28条 ） 第33条</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第33条 ） 第37条</p>	<p>第34条 ） 第38条</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>